



J A の地域農業振興計画策定の 手順に関する考察 —アンケート調査結果を踏まえて—

(一社) 農業開発研修センター

常務理事・主席研究員 瀬 津 孝

京都大学博士 (農学)

1. はじめに

本センターでは、(株) 農林中金総合研究所の委託に基づき、「地域農業振興・活性化に果たす J A の役割に関する調査研究」(主査：小池恒男・滋賀県立大学名誉教授) について、調査研究班を組織し、3 カ年 (2011-2013 年度) にわたって継続的に取り組んできた^{注1)}。本調査研究では、地域農業振興対策の基本に位置づく地域農業振興計画の策定が極めて重要であると考えている。3 年目には当該調査研究の一環で、全国の J A に対して地域農業振興計画に関するアンケート調査を実施した^{注2)}。

本稿では、この調査結果を手掛かりとして、J A の地域農業振興計画策定の手順をめぐる論点を明らかにし、若干の課題の検討を行う。

2. アンケート調査の概要

(1) 調査対象と調査期間

調査の対象は、北海道および東北 3 県 (岩手県、宮城県、福島県) を除く全 J A とし、調査期間は平成 25 年 11 月 15 日～12 月 2 日であった。なお、あわせて市町村にも調査を行ったが、この結果は本調査研究報告書を参照されたい。

表 1. 地域区分別にみた回答状況

地域区分	実数	構成比
東 北	17	9.7
北 陸	21	12.0
関 東・東 山	38	21.7
東 海	18	10.3
近 畿	25	14.3
中 国・四 国	34	19.4
九 州・沖 縄	22	12.6
合計	175	100.0

〈地域区分〉

「北陸」 新潟・富山・石川・福井

「関東・東山」 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・
神奈川・山梨・長野

「東海」 岐阜・静岡・愛知・三重

「近畿」 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

「中国・四国」 鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・
香川・愛媛・高知

「九州・沖縄」 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・
鹿児島・沖縄

(2) 配布・回収方法と回収率（集計率）

アンケート調査票の配布方法は、全国のJAの各担当部署に郵送した。回収方法は、同封した回答用紙を当センターへファックスにて返送する方法を採用した。

調査票を配布した555JAのうち175JAから回答（うち県単一構想実現JAは4JA）があり、回収率（集計率）は31.5%であった。

3. 計画策定手順の諸論点の検討

今回実施したアンケート調査結果をみると、計画策定手順にあっては多様性がみられ、決して画一的な実態ではないことが明らかになった。

そこで、地域農業振興計画策定をめぐって、地域農業振興計画と中長期経営計画との関係性、計画原案の策定と採択・決定のあり方、計画内容のあり方、組合員意向調査や合意形成の取り組みの4つの側面に着目し、論点と若干の課題の検討を行う。

(1) 地域農業振興計画と中長期経営計画との関係性をめぐって

まず、地域農業振興計画と中長期経営計画との関係性をめぐってである。最初に、アンケート調査結果から地域農業振興計画と中長期経営計画の関係性をみしてみる。

回答した173JA（不明を除く）のうち、地域農業振興計画を中長期経営計画とは別に単独策定している単独型（以下「単独型」という）は84JA（48.6%）であり、中長期経営計画の一環で策定している一環型（以下「一環型」という）は80JA（46.2%）であり、未策定のJAを除外すると、計画策定の実態は二分されている（表2参照）。

さらに、これを地域区別に見ると、関東・東山、東海、近畿は前者が比較的多く、東北と九州・沖縄は後者が多い（表3参照）。

前者の地域農業振興計画の計画期間（不明を除く）は、3カ年計画37JA（48.1%）と5カ年計画25JA（32.5%）で8割を占める。また、後者の計画策定JA80JAのうち、長期経営計画のみ策定が4JA（5.0%）、中期経営計画のみ策定が73JA（91.3%）、両計画（中期+長期経営計画）の策定が3JA（3.8%）と、中期経営計画の一環で策定するJAが9割を占める。さらにその中期経営計画を計画期間別に見ると、策定した121JA（不明を除く）のうち、3カ年計画112JA（92.6%）、5カ年計画6JA（5.0%）と、3カ年がほとんどである。

以上のことから、地域農業振興計画を中長期経営計画とは別に単独策定か、中長期経営計画の一環で策定かはおよそ二分されることが分かった。さらに、前者の場合は策定期間が3カ年と5カ年とに分かれるが、後者は3カ年がほとんどとみることができる。

こうした各JAにおける計画策定の実態を生起させている要因として、2つの点が指摘できる。

1つは各都府県中央会の管内JAの地域農業振興計画策定に対する指導方針が影響しているとみてよい。本調査研究で確認した調査地だけでも、愛媛県は地域農業振興計画を中

長期経営計画とは別に単独策定という方針であったのに対して、昨年度に調査した長野県では中長期経営計画の一環で策定という方針であった。ただ、いずれにおいても、各JAの判断で計画策定され、県内が画一的では必ずしもなかったという実態もある。

もう1つは地域農業振興計画とJAの中長期経営計画との性格の差異に起因しているところが多い。この点については、本調査研究の先行研究^{注3)}ですでに理論的検討が加えられている。すなわち、「計画主体」と「計画策定主体」という2つの概念を用いて、その差異を説明している。JAの策定する地域農業振興計画は、「計画主体」は農家組合員あるいは農業集落であり、「計画策定主体」は農家組合員になり代わってのJAである。

一方の中長期経営計画の一環での地域農業振興計画はJAの経営計画であることから、

表2. JAの地域農業振興計画の策定状況

	実数	構成比
合計	173	100.0
1. 長期経営計画	4	2.3
2. 中期経営計画	73	42.2
3. 地域農業振興計画	28	16.2
4. いずれの計画も持っていない	9	5.2
5. 「1」 + 「2」	3	1.7
6. 「1」 + 「3」	1	0.6
7. 「1」 + 「2」 + 「3」	8	4.6
8. 「2」 + 「3」	47	27.2
地域農業振興計画を単独策定 ^{注1)}	84	48.6
中長期経営計画の一環で策定 ^{注2)}	80	46.2

資料：アンケート調査結果により作成。

注1) 「3」 + 「6」 + 「7」 + 「8」 = 「単独型」という。

2) 「1」 + 「2」 + 「5」 = 「一環型」という。

表3. JAの地域農業振興計画の地域別策定状況

地域区分	単独型 ^{注1)}		一環型 ^{注2)}	
	実数	構成比	実数	構成比
合計	84	51.2	80	48.8
東 北	4	25.0	12	75.0
北 陸	10	47.6	11	52.4
関東・東山	22	61.1	14	38.9
東 海	10	62.5	6	37.5
近 畿	16	69.6	7	30.4
中国・四国	17	54.8	14	45.2
九州・沖縄	5	23.8	16	76.2

資料：アンケート調査結果により作成。

注1) 地域農業振興計画を中長期経営計画とは別に策定している。

2) 中期及び長期経営計画のいずれか又は両方策定している。

3) 構成比は地域区分内の構成比（未策定9JAを除外）を示している。

農家組合員を慮ってということはもちろんあるが、「計画主体」「計画策定主体」はいずれもJAである。先行研究で指摘されているとおり、後者には100%の実行性が問われ、前者はそれを必ずしも求めるものではないと峻別している。換言すれば、「計画策定主体」として、計画遂行の「計画責任」において、両者には差異が生じるといえる。

計画策定態度として、どちらを選択するかの是非は敢えて決着する必要はないと考えるが、JAによる地域農業振興計画はこういった性格をはらんでいて、先行研究で指摘したとおり、「計画策定主体」であるJAの地域農業振興に対する誘導計画の性格が強く、関係者にはこうした点の的確な認識が必要であろう^{注4)}。

(2) 地域農業振興計画の原案策定と採択・決定をめぐって

2つ目は地域農業振興計画の原案策定と採択・決定をめぐってである。

ここでも、アンケート調査結果から地域農業振興計画の原案策定と採択・決定の状況をみしてみる。回答した164JA（不明を除く）のうち、単独型と一環型を対比してみよう。

単独型の原案策定方法・体制（複数回答）は「1. 特定部課係が策定」が55JA（65.5%）と最も多く、次に「2. JA内にプロジェクトチーム（以下「PT」）設置」が30JA（35.7%）、「3. 行政等関係機関を加えたPT」が18JA（21.4%）、「4. 行政等関係機関と共有する計画づくり」が14JA（16.7%）、「5. 原案策定の委員会設置」が14JA（16.7%）であった。一方、一環型も、「1」が47JA（58.8%）と最も多く、次に「2」が22JA（27.5%）、「3」が7JA（8.8%）、「4」が6JA（7.5%）で、「5」は9JA（11.3%）であった（表4参照）。

次に、採択・決定までの審議経過を審議機関別にみよ。

まず、「1. 集落座談会」は単独型8JA（9.5%）、一環型17JA（21.3%）で、後者の方が多。また、「3. 生産者部会」は単独型13JA（15.5%）、一環型12JA（15.0%）であり、集落座談会とともに、意外に少ない。そこで、「2. 支所・支店運営委員会」をみると、単独型9JA（10.7%）、一環型6JA（7.5%）と、同様に少ない。「5. 計画策定委員会」は単独型が22JA（26.2%）で、一環型の10JA（12.5%）よりやや上回っている。

最終の採択・決定の状況を表す「7. 理事会」は単独型64JA（76.2%）、一環型53JA（66.3%）で、経営管理委員会制度を採用しているJAを斟酌すると、約7～8割である。さらに、「10. 総会・総代会」は単独型38JA（45.2%）、一環型37JA（46.3%）である（表5参照）。

以上をまとめてみると、地域農業振興計画の原案策定は、単独型、一環型を問わず、JAの特定部署が行うところが約6割と最も多く、PT設置の取り組みは全体の3割程度である。その中で、「3. 行政等関係機関を加えたPT」「4. 行政等関係機関と共有する計画づくり」では、あまり原案作成での連携があるとはいえない中で、単独型が一環型よりやや多く、単独型の方が関係機関との連携が意識されているといえる。

審議経過では、単独型、一環型を問わず、集落座談会、支所・支店運営委員会、生産者部会の位置づけがやや弱い結果となっている。地域農業振興計画の最終の採択・決定にあっ

でも、単独型、一環型を問わず、理事会・経営管理委員会で7～8割、総会・総代会は半数以下という結果である。

以上の状況を踏まえて、地域農業振興計画の原案策定と採択・決定をめぐっては、次の2つが指摘できる。

1つは、地域農業振興計画の原案策定に当たっては、当該担当部署が原案策定することは当然としても、単独型、一環型を問わず、行政等関係機関との連携の仕方や集落組織、組合員の意思反映組織（支所・支店運営委員会等）などの事前審議のシステムが定立されていないという点である。

2つは、採択・決定のあり方である。ここでは、単独型と一環型の制度的な差異を認識

表4. 地域農業振興計画の原案策定方法・体制（複数回答）

策定体制	単独型		一環型	
	実数	構成比	実数	構成比
合計	84	100.0	80	100.0
1. 特定部課係が策定	55	65.5	47	58.8
2. JA内にPT設置	30	35.7	22	27.5
3. 関係機関を加えたPT設置	18	21.4	7	8.8
4. 関係機関と共有する計画づくり	14	16.7	6	7.5
5. 原案策定の委員会設置	14	16.7	9	11.3
6. コンサル会社の活用	6	7.1	1	1.3
7. 上記以外の体制で策定			5	6.3
8. 不明	2	2.4	8	10.0

資料：アンケート調査結果により作成。

表5. 地域農業振興計画の採択・決定までの審議経過（複数回答）

審議機関	単独型		一環型	
	実数	構成比	実数	構成比
合計	84	100.0	80	100.0
1. 集落座談会	8	9.5	17	21.3
2. 支所・支店運営委員会	9	10.7	6	7.5
3. 生産者部会	13	15.5	12	15.0
4. 部課長会議	37	44.0	32	40.0
5. 計画策定委員会	22	26.2	10	12.5
6. 理事会専門委員会	34	40.5	32	40.0
7. 理事会	64	76.2	53	66.3
8. 経営管理委員会の担当委員会	8	9.5	6	7.5
9. 経営管理委員会	10	11.9	2	2.5
10. 総会・総代会	38	45.2	37	46.3
11. 上記以外の組織等	4	4.8	2	2.5
12. 不明	2	2.4	11	13.8

資料：アンケート調査結果により作成。

しておく必要がある。すなわち、農協法（第73条の22第3項）に基づき全国中央会が定めた模範定款例（第39条第1項第4号）では総会（総代会も準用）の決議事項として「この組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更」を義務づけていることから、一環型は総会・総代会で採択・決定がなされなければならないが、単独型は、当該規定を拡大解釈して一環型と同一に考えることもできなくはないが、その点に関する直接的な規定がない。

また、本調査研究の事例調査（愛媛県）でも総代会の報告事項のケースがみられた。(1)で指摘した地域農業振興計画の性格からすると、原案策定及び審議過程・採択・決定のあり方には、総代以外のリーダー層も想定し、農業振興大会（仮称）などで採択・決定といった、JAの経営計画とは異なる工夫も必要であろう。

(3) 地域農業振興計画の計画内容をめぐって

3つ目は地域農業振興計画の計画内容、特にその総合計画性・体系性をめぐってである。この点を検討するため、アンケート調査結果から計画内容と地域計画策定の状況を(2)と同様にみている。

まず、アンケート調査の調査票に制約があるが、計画内容の実態からみている。「1. 年次別計画」では単独型が58JA（69.0%）、一環型が58JA（72.5%）で、両者に差異はなく、7割が策定している。「2. 作付面積等数値目標」は単独型36JA（42.9%）、一環型33JA（41.3%）と4割であるが、「3. 販売額の数値目標」は単独型44JA（52.4%）、一環型57JA（71.3%）と、後者が高い。逆に、「4. 営農類型」は単独型36JA（42.9%）、一環型15JA（18.8%）と、後者が低い。「5. 中心となる担い手の目標数」「6. 担い手への農地集積割合目標」の項目は両者とも相対的に低い（表6参照）。

地域計画策定の有無では、「6. 地域計画を持っていない」が単独型29JA（34.5%）、一環型28JA（35.0%）と、3割強ある。地域計画の単位は、「2. 営農経済センター単位の計画」が24JA（28.6%）、一環型21JA（26.3%）と、両者とも相対的に高い（表7参照）。

以上をまとめてみると、地域農業振興計画の内容として、多くが年次別計画を策定しているが、数値目標では、販売高目標が半数を超えるが、以外の項目は半数を下回っている。特に、担い手数や農地集積率はあまり示していない。さらに、地域計画を未策定が3割強で、策定しているところは営農経済センター単位が単独型、一環型を問わず、相対的に高いといえる。

以上のことから、地域農業振興計画の内容は、アンケート調査結果からみただけでも多様性と精緻度にかかなりの差異が存在していることが分かる。地域農業振興計画の計画内容の要件は、計画領域の地域農業課題を解決するための総合計画性・体系性が求められるが、その内容には前望性と実現性を併せ持つことが求められる（注1参照）。そのためには、数値目標の設定の仕方が極めて重要である。

ところで、計画領域の地域農業課題を解決するための総合計画性・体系性は理想的な形態を意味するのではなく、あくまで解決可能な地域農業課題の解決のための実行計画であ

るべきである。あまり問題となっていない地域農業課題や解決不能な地域農業課題に関しては計画作成対象から除外することも視野に入れ、その意味での総合計画性・体系性は考慮しなくてもよいであろう^{注5)}。逆に、計画範囲によって地域農業課題は異なることから、特に広域合併J Aにあっては地域計画の策定による計画全体の補充性を高めることは必要であろう。なお、「計画主体」「計画策定主体」が組合員農家あるいは農業集落である「地域営農ビジョン」「人・農地プラン」は、地域農業振興計画の地域計画の内容とは連携は必要であるが、地域農業振興計画をこれらが直接構成するというにはなり得ないと考える。

(4) 地域農業振興計画の策定過程における組合員意向調査・合意形成をめぐって

4つ目は地域農業振興計画の策定過程における組合員意向調査・合意形成をめぐってである。この点を検討するため、今回のアンケート調査結果からアンケート調査実施の有無と意見交換の実施状況をみとめる。

アンケート調査を未実施と回答したのは単独型47 J A (56.0%)、一環型39 J A (48.8%)

表6. 地域農業振興計画の計画内容（複数回答）

計 画 内 容	単 独 型		一 環 型	
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比
合 計	84	100.0	80	100.0
1. 年次別計画	58	69.0	58	72.5
2. 作付面積等数値目標	36	42.9	33	41.3
3. 販売額の数値目標	44	52.4	57	71.3
4. 営農類型	36	42.9	15	18.8
5. 中心となる担い手の目標数	19	22.6	10	12.5
6. 担い手への農地集積割合目標	12	14.3	2	2.5
7. 進捗状況のチェックシステム	23	27.4	13	16.3
8. 不明	6	7.1	6	7.5

資料：アンケート調査結果により作成。

表7. 地域農業振興計画の地域計画策定（複数回答）

地域計画の単位	単 独 型		一 環 型	
	実数	構成比	実数	構成比
合 計	84	100.0	80	100.0
1. J A支所単位の計画	11	13.1	22	27.5
2. 営農経済センター単位の計画	24	28.6	21	26.3
3. ブロック別単位の計画	8	9.5	7	8.8
4. 市町村単位の計画	13	15.5	9	11.3
5. 旧市町村単位の計画	6	7.1	3	3.8
6. 地域計画を持っていない	29	34.5	28	35.0
7. 不明	3	3.6	4	5.0

資料：アンケート調査結果により作成

と前者の方が多いが、およそ半数前後が実施していない。実施したJAにおける調査対象をみると、「1.正組合員」は単独型25JA（29.8%）、一環型22JA（27.5%）と最も多く、次に「7.生産部会員」単独型10JA（11.9%）、一環型13JA（16.3%）と続き、選択肢で示した「2.准組合員」、「3.一般地域住民」、「6.総代等リーダー組合員」、「8.集落組織代表」などは両者とも1割を下回っており、実施率は高くない（表8参照）。

次に、アンケート調査では(2)の審議機関とは別に、計画策定過程でどのような意見交換が行われたかを聞いている。これも、未実施と回答したJAからみると単独型25JA（29.8%）、一環型29JA（36.3%）と、後者の方が多く、3割以上が実施していない。

実施したJAにおける意見交換の対象をみると、単独型では「1.生産部会等生産者組織」35JA（41.7%）、「7.市町村」34JA（40.5%）、「3.青壮年部等後継者組織」26JA（31.0%）、「8.都府県普及センター等」26JA（31.0%）、「2.女性部等女性組織」16JA（19.0%）、「5.集落営農組織」13JA（15.5%）の順に高い。一方、一環型では「1」26JA（32.5%）、「7」15JA（18.8%）、「8」14JA（17.5%）、「2」11JA（13.8%）、「3」11JA（13.8%）、「5」8JA（10.0%）の順である（表9参照）。すなわち、単独型は一環型より各層との意見交換の実施率が高く、対象としては、生産者組織、女性組織、後継者組織との意見交換が相対的に多いが、集落組織とはやや低い結果となっている。また、行政との意見交換では、市町村、都府県ともに単独型の方が実施率が高く、かつ、市町村の方が都府県より実施率は高い。

以上のことから、計画策定過程におけるアンケート調査では、半数程度しか実施されておらず、計画策定手法としてまだまだ定型確立していない状況といえる。また、計画策定時の各種の意見交換の実施率も総じて高い状況ではない。

以上の状況を踏まえると、組合員農家や組合員組織等各層の意向調査や合意形成のための意見交換をめぐっては、2つのことが指摘できる。

1つは、アンケート調査や各種の意見交換が計画策定手法として定型確立していない状況といえることから、その定型化が求められることである。地域のくらし、環境問題等計画課題の広がりとともに、一般地域住民や女性組織、さらには外部の各種地域組織との意向調査や意見交換の意義は重要性を増しているのではないかと考える。

2つは、アンケート調査や各種の意見交換の取り組みが徹底されたとしても、組合員農家や各層との計画内容にかかる合意形成・調整問題をはらんでいることである。計画内容の原案作成をめぐって、計画課題によっては合意形成のためのフィードバックを繰り返す、調整していくことになる。このことは間違いなく計画の実現可能性を高めることにつながるが、一方で、調整を繰り返すことにより、現状の改善に役立たない計画になりかねない懸念もある。住民（組合員）参加型による計画が責任のとれる計画主体の計画（例えば、JA主導による計画）と比べて地域を変革することができるかといった点には疑問が呈されているところである^{注6}。その必要最低限度をどう見極めるかが課題であろう。

4. おわりに

本報告では主に今回実施したアンケート調査結果の検討を手掛かりとして、JAにおける地域農業振計画の策定手順のあり方の検討を行った。以下、小括しておく。

まず第1に、地域農業振興計画と中長期経営計画との関係性をめぐってである。地域農業振興計画を中長期経営計画とは別に単独策定か、中長期経営計画の一環で策定かの実態はおよそ二分されるが、地域農業振興計画の性格上、JAが「計画主体」となっても「計

表8. 計画策定のためのアンケート実施の有無・調査対象（複数回答）

アンケート調査の対象	単 独 型		一 環 型	
	実数	構成比	実数	構成比
合 計	84	100.0	80	100.0
1. 正組合員	25	29.8	22	27.5
2. 准組合員	4	4.8	6	7.5
3. 一般地域住民	2	2.4	1	1.3
4. 直売所利用者	3	3.6	4	5.0
5. 農業後継者（青壮年部員）	7	8.3	3	3.8
6. 総代等リーダー組合員	7	8.3	3	3.8
7. 生産部会員	10	11.9	13	16.3
8. 集落組織代表	8	9.5	3	3.8
9. 上記以外の対象	3	3.6	1	1.3
10. 実施していない	47	56.0	39	48.8
11. 不明	3	3.6	13	16.3

資料：アンケート調査結果により作成。

表9. 計画策定のための意見交換の有無・対象（複数回答）

意見交換の対象	単 独 型		一 環 型	
	実数	構成比	実数	構成比
合 計	84	100.0	80	100.0
1. 生産部会等生産者組織	35	41.7	26	32.5
2. 女性部等女性組織	16	19.0	11	13.8
3. 青壮年部等後継者組織	26	31.0	11	13.8
4. 集落営農組織	13	15.5	8	10.0
5. 集落組織	6	7.1	6	7.5
6. 荷受会社・卸売会社	4	4.8	2	2.5
7. 市町村	34	40.5	15	18.8
8. 都府県普及センター等	26	31.0	14	17.5
9. 上記以外の対象と実施	10	11.9	3	3.8
10. 実施していない	25	29.8	29	36.3
11. 不明	1	1.2	12	15.0

資料：アンケート調査結果により作成

画責任」が曖昧になることから、後者にはこうした問題がある。

第2に、地域農業振興計画の原案策定と採択・決定のあり方をめぐってである。前者では、行政等との連携のあり方や組織内の事前審議システムの定立が求められる。また、後者では、計画の最終決定機関を総会・総代会とする比率が計画タイプに拘わらず高くない。しかし、地域農業振興計画の性格からすると、総会・総代会付議に加えて、総代以外のリーダー層も想定し、農業振興大会（仮称）などで採択・決定といった工夫も必要であろう。

第3に、計画内容のあり方をめぐってである。計画内容の要件では、計画範囲の地域農業課題を解決するための総合計画性・体系性が求められるが、それは地域農業課題との関連で相対的に考えるべきであろう。また、計画範囲によって地域農業課題は異なることから、特に広域合併 J A にあっては地域計画の策定による計画全体の補充性を高めることは必要であろう。

第4に、組合員意向調査や合意形成の取り組みをめぐってである。計画策定過程での組合員意向調査や各種の意見交換が計画策定手法として定型確立していない状況といえる。従って、その定型化が求められるが、そこには組合員農家や各層との合意形成・調整問題をはらんでおり、その必要最低限度をどう見極めるかが課題であろう。

- 注1) 本調査研究の3カ年の研究成果は、本センター『地域農業振興・活性化に果たす J A の役割に関する調査研究－調査研究報告書－』(2012年度から2014年度各年次)参照。調査研究班は、主査小池恒男(滋賀県立大学名誉教授)、増田佳昭(滋賀県立大学)、青柳斉(新潟大学)、瀬津孝(農業開発研修センター)、津田将(同左)のメンバーで構成した。また、農林中金総合研究所発行の「総研レポート」においても公表されている。さらに、本稿の内容は第34回日本協同組合学会大会(2014年10月)で個別報告を行っている。
- 2) アンケート調査結果は『地域農業振興・活性化に果たす J A の役割に関する調査研究(Ⅲ)－調査研究報告書－』(2014年3月)に取りまとめられている。また、その概要は本誌前号(第44巻第2号)において、津田が報告している。
 - 3) 小池恒男「第3章第3節地域農業振興計画の特質と計画主体・計画の策定主体・実行主体」農業開発研修センター編『地域農業振興・活性化に果たす J A の役割に関する調査研究報告書』, 2012年。
 - 4) 拙稿「第3章第2節地域農業振興計画策定の意義と課題」, 前掲書3。
 - 5) 能美誠「地域農業計画研究と計画課題の扱い方」『農業経営研究』31(3), 1993年, 31-39ページ。
 - 6) 樋口昭則「第3節計画論的接近」地域農林経済学会編『地域農林経済研究の課題と方法』富民協会, 1999年。